

岩美町地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、岩美町地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年規則第5号。（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラとは、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象とし、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会・自治会等とは、会則又は規約を有し、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。（自治会連合会等連合組織を含む。）
- (3) 公共空間とは、道路、公園などの屋外にて誰もが自由に利用できる空間をいう。

(事業主体)

第3条 本補助金の事業主体は、町内会・自治会等とする。

(補助事業の種類等)

第4条 本補助金の交付の対象となる補助要件、経費、及び補助率等は別表1に掲げるとおりとし、町は予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付見込通知)

第5条 町は予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業にかかる補助金の交付見込額を事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

(交付決定)

第7条 本補助金の交付決定通知は様式第3号によるものとする。

(申請事項の変更)

第8条 規則第10条第1項の規定より町長の承認を受けようとする場合は、様式第4号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書きに規定する軽微な変更は、別表1第5欄に定めるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第17条の規定による実績報告は、様式第5号によるものとし、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(財産処分制限)

第10条 補助事業者は、補助事業で取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過している場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第11条 防犯カメラを設置した日から6年の間に、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応ずること。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(関係書類の整備)

第12条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後6年間保管しておかなければならない。

2 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第8条関係）

1 補助要件	犯罪（不法投棄を除く）の発生を抑止するため、次の要件のすべてに該当すること (1) 特定の場所に継続的に設置されるカメラであって録画機能があること。 (2) 防犯カメラは、別表2に定める機能を有するものとする。 (3) 鳥取県の定める「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を遵守すること。 (4) 防犯カメラの設置に対し、総会等の議決による意思決定があること。 (5) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていること。 (6) 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用しなければならない。 (7) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社仏閣等の私有財産の管理に供される目的で撮影するものでないこと。 (8) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
2 補助対象経費	(1) 防犯カメラの機器購入に係る経費 (2) 防犯カメラの設置工事に係る経費 (3) 防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費
3 補助対象外経費	(1) パーソナルコンピュータ及びモニター等の映像表示機器 (2) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理に係る経費 (3) 新規設置ではなく更新に係る経費 (4) リース・レンタルのものに係る経費 (5) 中古品の購入に係る経費 (6) 機器等の移設及び撤去にかかる経費
4 補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） ただし、カメラ1箇所当たりにおける補助対象経費の上限を20万円とする。（1事業主体当たり2箇所を限度） また、町長が別に定める各種事業地元（受益者）負担率表における小規模集落等に対する軽減措置の対象となる場合には、当該軽減措置を適用した後の負担額に応じた補助額とする。
5 重要な変更	補助金の増額を伴う補助対象経費の増額

別表2

区 分		仕 様
撮影機能	有 効 画 素 数	2 0 0 万画素以上
	作 動 時 間 等	1 日 2 4 時間以上、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。(動体検知も可)
録画機能	録 画 可 能 時 間	7 日間以上 (動体検知の場合は 7 日分以上)
	1 秒間の記録間隔	4 コマ以上
	記 録 画 像 サ イ ズ	1, 9 2 0 × 1, 0 8 0 画素以上
	記 録 媒 体	画像記録媒体を備えること。外部記録媒体に画像が複写できること。